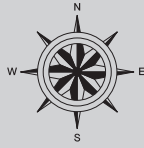


北から 南から



- ★この欄ではみなさまからのご投稿をお待ちしています。
- ★送り先=〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 日本図書館協会
図書館雑誌編集委員会「北から南から」係
- ★掲載は委員会で審議のうえ決定いたします。

デジタルコレクションの著作権処理について

浜田久美子

国立国会図書館デジタルコレクションには、2021年7月時点で279万点のデジタル化資料が搭載されているが、インターネット公開資料は56万点であり、残りは国立国会図書館やこのサービスに参加している図書館に足を運ばなくては利用できない。

ネット公開されないのは、著作権など権利状況に問題ないことが確認できていないためであるが、コロナ禍の世相もあり、2021（令和3）年の著作権法改正では、国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信が可能となった（2022年5月19日より実施予定）。それ自体は大きな前進であるが、現在デジタルコレクションでネット公開されている資料のように手軽にダウンロードできるわけではなく、海外から利用できるようになるには解決すべき課題も多いという（文化庁ウェブサイト「令和3年通常国会 著作権法改正について」）。

そこで、ネット公開のための著作権処理の基準を見直すことはできないだろうか。

私は日本古代史を研究しているが、著作権の保護期間が満了している池内宏氏の著作にネット公開されていないものがあったので、国立国会図書館に問い合わせたところ、印刷の校正と索引を作成した三上次男氏の著作権が保護期間中であるための回答があった。

後日、大学の図書館で確認すると、索引部分や奥付に三上氏の名前はな

く、池内氏の序文の末尾に、「印刷の校正及び索引の作成には三上次男君を煩はさざるを得なかった。（中略）心からなる謝意を表する。」とあった。三上氏が索引を作成したとわかるのはこの謝辞だけであり、ここから索引を三上氏の著作物と判断したようである。

同様に、著作権の保護期間が満了している常盤大定氏の著作でネット公開されていない一冊についても照会したところ、著作権保護期間中の結城令閑氏の著作が含まれているとの回答を得た。また、結城氏の著作は論文ではなく、抜粋が掲載されているだけなので、書誌情報や目次情報に結城氏の名前を入れられないとのことだった。

後日、大学の図書館で確認すると、常盤氏の論文に結城氏の論文からの引用が15行程度掲載されていた。また、上記のやりとりのなかで、著作権処理はすべてのページを確認して、著作者と著作物の洗い出しを行っているとの回答もあった。

問題提起したいのは、このように、すべてのページを確認して、序文に著者が謝辞として挙げた人名も著作者とみなし、著者が引用した論文も著作物とみなして、それらの保護期間が満了していなければ、その本はネット公開されないという基準の見直しである。

著作権を軽視するつもりは全くない。ネット公開を前提に著作権者の保護に慎重となる国立国会図書館の

姿勢も理解できる。また、文学・芸術作品と学術論文では権利者の考えも異なるが、線引きは難しい事情も推察される。

しかしながら、デジタルコレクションに収録された図書は発行から相当年を経過しており、すべてのページをめくり新たに著作物を探し出す方法が、現在求められているやり方なのかは疑問である。何より、本を全ページめくって著作物を探す作業には膨大な労力がかかるだろう。また、出版社は奥付に著作権者を明記し、権利者保護に努めていることも忘れてはならない。

上記の基準の見直しについては、すでに国立国会図書館に伝えていた。これに対して、現在の運用が著作者等の権利の保護の側面を重視し、慎重な判断を行うものであり、公開対象を広げる方向で見直しに着手したところであるが、見直しには時間がかかる、という回答をいただいている。

国立国会図書館には、誠意ある回答をいただけて感謝している。だが、「慎重な判断」からの変更が図書館内部の検討だけで可能となるのか不安がある。

蔵書のデジタル化は図書館界の共通の課題であり、国立国会図書館の運用基準は他の図書館においても他人事ではない。海外の司書や研究者の利用も念頭に、デジタルコレクションのインターネット公開資料を増やす努力が図書館界の共通の目標となればよい。

（はまだ くみこ：大東文化大学）
[NDC10：021.2

BSh：1. 著作権 2. 国立国会図書館]